

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社オニコウベ
施設所管課	大崎市鳴子総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市温泉館すば鬼首の湯	施設の住所	大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23番地38
		電話番号	0229-86-2493

2. 施設の概要

設置年月日	平成13年 4月 1日	設置条例等	大崎市鳴子公衆浴場条例
設置目的	観光の振興及び市民福祉の向上を図る		
施設の内容	木造平屋建		
利用料金	大人 600円 子供 300円		
閉館日, 開館時間	開館日 4月16日から12月4日まで 閉館時間 午前8時00分から午後8時00分まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間		管 理 形 態		管理受託者又は指定管理者等
平成 13 年度～平成 17 年度		1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2	(株)鳴子温泉ブルワリー
平成 18 年度～平成 23 年度		1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	H18・19 (株)鳴子温泉ブルワリー H20から (株)オニコウベ
平成 24 年度～		1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日	～	令和13年 3月31日	(年 3ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 5 年度(ア)	令和 4 年度(イ)	(ア) - (イ)
0 千円	0 千円	0 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設の維持及び管理に関する業務 ・利用許可、取り消し等に関する業務 ・利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	1,025	4,064	1,660	1,942	3,285	3,299	3,813	1,880	134	クロス*	クロス*	クロス*	21,102
令和 5 年度	894	3,776	1,915	2,150	2,826	3,195	2,540	1,256	クロス*	クロス*	クロス*	クロス*	18,552

主な増減要因	夏の異常気象、高温日が続いたことや週末の悪天候など重なりキャンプ場の入り込みが減少しました。それに伴い、すば鬼首の湯の利用者数も減少しました。												
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	703	2,578	1,073	1,243	1,994	2,058	2,310	1,233	185	クロス*	クロス*	クロス*	13377
令和 5 年度	565	2,466	1,311	1,296	1,734	2,091	2,108	1,264	クロス*	クロス*	クロス*	クロス*	12835

主な増減要因	夏の異常気象、高温日が続いたことや週末の悪天候など重なりキャンプ場の入り込みが減少しました。それに伴い、すば鬼首の湯の売上高も減少しました。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

繁忙期の窓口混雑を解消するため、入浴券の券売機を設置しております。また、繁忙期には早朝営業や営業時間の延長とシャワー棟で混雑を解消しております。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

日帰り入浴のお客様が休憩できる部屋が欲しいとの声が多く、一角に畳敷きのスペースを設けております。また、入口までの通路が階段になっており高齢者や幼児の入場が大変とのこと。

(5)施設の管理運営における課題

建物および温泉設備の老朽化と温泉を溜めるタンクの設置(シャワー棟設置したため湯量が足りない)。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備, 保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設, 設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定, 徴収, 減免, 還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書, 事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座, 帳簿等を備え, 適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

指定管理業務については, 協定書に基づき, 適切な管理運営がなされている。 吹上高原キャンプ場の利用者から温泉に入れるキャンプ場として好評であるため, 今後も利用者の声を聞きながら施設間の連携に努め, 良好な管理運営を継続していただきたい。
